

## 議案第103号

あきる野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月18日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

### 提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年あきる野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」の次に「・第28条」を加える。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。